

自治労大都市共闘建設部会会則

第1章 総 則

(名称と所在地)

第1条 この部会は全日本自治団体労働組合（以下自治労と略称）都区・政令都市共闘会議建設部会（以下大都市共闘建設部会と略称）と呼ぶ。

2. この部会の事務所は事務局長の属する都市の支部におく。

(構成)

第2条 この部会は自治労加盟の大都市自治体労働組合などの建設関係組織をもって構成する。

(目的)

第3条 この部会は建設関係組織相互の連絡協議、提携を密にするとともに、共通する問題について強力な活動を展開し、建設労働者の経済・社会的地位の向上と綱領の趣旨の実現を期することを目的とする。

(事業)

第4条 この部会は前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 自治労都区・政令都市共闘会議の活動計画を推進する。
- (2) 組織の整備強化に関すること。
- (3) 共通の要求課題貫徹のために共同して闘う。
- (4) 自治研活動を推進すること。
- (5) 各都市の情報交換を行うこと。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

第2章 開催都市及び担当都市

(開催都市)

第5条 この部会の総会は開催都市を定めて開催する。

2. 開催都市については総会で定める。

(担当都市)

第6条 この部会の分科会を運営するために担当都市を定める。

2. 担当都市については総会で定める。
3. 担当する期間は2年間とする。

第3章 会 議

(機関の種類)

第7条 この部会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 代表者会
- (3) 幹事会

(総会の性格、構成及び運営)

第8条 総会はこの部会の最高議決機関で、各都市から選出された代議員と各分科会代表者及び役員(特別幹事を含む)で構成する。各都市の代議員数は幹事会で決定する。

2. 運営の責任は幹事会が担当する。
3. 総会の議長は開催都市から選出する。
4. 総会における決定は特段の定めがある場合の除き、出席代議員の過半数の賛成によって決定する。賛否同数の場合は議長が決める。また、役員は議決に加わらない。

(総会の招集)

第9条 定期総会は2年ごとに部会長が召集する。

(臨時総会)

第10条 臨時総会は幹事会又は代表者会が必要と認めたとき、自治労大会の事前会議等を臨時総会として部会長が召集することができる。

(総会の協議事項)

第11条 総会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 部会の統一テーマ
- (2) 部会の活動方針
- (3) 部会綱領及び部会会則の改廃
- (4) 総会の開催都市
- (5) 分科会の担当都市
- (6) 役員の選出及び承認
- (7) 分科会の新設もしくは廃止
- (8) 分科会等の活動報告
- (9) 予算及び決算
- (10) その他必要な事項

(代表者会の性格、構成及び運営)

第12条 代表者会は総会に次ぐ議決機関として、各都市から選出された代表者と各分科会代表者及び役員(特別幹事を含む)で構成する。各都市の代表者数は幹事会で決定する。

2. 運営の責任は幹事会が担当する。
3. 代表者会の議長は開催都市の代表者があたる。
4. 代表者会における決定は特段の定めがある場合を除き、出席員の過半数の賛成によって決定する。可否同数の場合は議長が決める。また、役員は議決に加わらない。

(代表者会の招集)

第13条 代表者会は必要なつど部会長が召集する。

(代表者会の協議事項)

第 14 条 代表者会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会の決議により委任された事項
- (2) 会則の疑義の解釈と細則の決定
- (3) 役員補充の承認
- (4) 予算の追加・更正及び臨時運営費の徴収の可否
- (5) その他総会までの重要事項

(幹事会の性格と構成)

第 15 条 幹事会は部会の執行機関として役員（特別幹事を含み会計監査を除く。）で構成し、総会、代表者会決議を執行し、総会又は代表者会に報告し承認を得なければならない。

2. 幹事会は、必要に応じて分科会代表者等を含めた拡大幹事会を開催することができる。

(幹事会の招集)

第 16 条 幹事会は必要なつど部会長が招集する。

(幹事会の協議事項)

第 17 条 幹事会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会及び代表者会の議決に基づく事項
- (2) 緊急事項の専決
- (3) 総会、代表者会に対する提案と報告

(分科会の性格、構成及び運営)

第 18 条 各種専門分野の課題について調査・検討をおこなうため部会の中に用地、公園、都市計画、建築、土木、現業、港湾等の分科会をおき、分科会代表者と各都市から選出された者をもって構成する。

2. 担当都市は分科会代表者を選出し、運営及び報告責任を担うものとする。

(分科会の招集)

第 19 条 分科会は原則として年 1 回担当都市が招集する。

2. 担当都市は分科会の都市代表者会議を招集することができる。

(分科会の協議事項)

第 20 条 分科会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 分科会のテーマの決定
- (2) 政策要求の決定
- (3) 各都市情報交換
- (4) その他必要な事項

(資料の提出)

第 21 条 次の資料について指定期日までに部会長に提出する。

- (1) 分科会の政策要求等
- (2) 分科会での討議内容と情報交換等
- (3) 各都市での自治体要望行動の内容

(4) 総会へ提出する議題等

但し、総会議題については総会の2ヶ月前までに提案理由を提出する。

(議事録の作成)

第22条 総会の議事録については総会開催都市が作成し、各都市に配付する。

第4章 役員

(役員)

第23条 この部会に次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 部会長 | 1名 |
| (2) 副部会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長兼会計 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 会計監査 | 1名 |

但し、副部会長及び幹事の定数は幹事会又は代表者会において定める。

2. この部会に幹事会の議をへて特別幹事をおくことができる。

(部会長の選出と任務)

第24条 部会長は総会で選出する。

2. 部会長は部会を代表し、会務を総括し、役員会の議長となる。

(副部会長の選出と任務)

第25条 副部会長は総会開催都市から選出された代表者と幹事及び特別幹事の互選で選出された者とし、総会の承認をうける。

2. 副部会長は部会長を補佐し、事故あるときは代理する。

(事務局長の選出と任務)

第26条 事務局長は総会で選出する。

2. 事務局長は部会長・副部会長を助け常時部会の業務を執行し、事務を処理する。
3. 事務局長は幹事会の議をへて、幹事の中から事務局次長を指名することができる。

(会計の選出と任務)

第27条 会計は事務局長の兼務とする。

2. 会計は部会の経理を司る。

(会計監査の選出と任務)

第28条 会計監査は総会開催都市から選出し、総会の承認をうける。

2. 会計監査は部会の会計を監査し、その結果を部会長に報告する。

(幹事の選出と任務)

第29条 幹事は当分の間、各都市から原則2名選出し、部会長に届け出る。但し、各都市において、幹事の選出又は選出後の組織対応が困難な場合は、幹事会の同意をへて部会長に届け出なければならない。

2. 幹事数2名を超える複数制を採用したい都市は、幹事会の同意をへて幹事を選出し、部長に届け出ることができる。

3. 幹事は各都市を代表する大都市共闘建設部会の担当として部会の目的事業を推進する。

(役員任期)

第30条 役員任期は役員を承認した定期総会から2年後の定期総会までとする。但し、再選をさまたげない。

2. 役員に欠員が生じたときは、臨時総会又は代表者会でこれを補充することができる。但し、幹事は幹事会の議をへて、その任務につくことができる。

3. 任期途中で承認された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 経費及び会計

(経費及び運営費分担金)

第31条 この部会の経費は、各都市の運営費分担金と自治労助成金及びその他の収入によって賄う。

2. 前項の運営費分担金は、別表第1のとおりとする。但し、臨時に必要なときは幹事会、代表者会の議をへて徴収することができる。

3. 年度途中に参加加盟があった場合の運営費分担金は、次年度より徴収する。

(会計)

第32条 この部会の通常事業を執行するための経費は、一般会計とする。

2. 特定の事業を行う場合は、総会又は代表者会の議をへて特別会計を設けることができる。

(予算及び決算)

第33条 この部会の予算は総会に提出し、その承認をうけなければならない。また、すべての経理状況を示す決算報告を作成し、会計監査による正確であるとの証明書を付して総会に提出し、その承認をうけなければならない。

2. 総会で予算が成立するまでの間は、前年度予算相当額の範囲内で暫定的に支出することができる。

(会計年度)

第34条 この部会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌々年の9月30日までとする。

第6章 雑

(参加加盟)

第35条 この部会に参加加盟する労働組合などは、参加加盟届(様式1)に必要事項を記入し、部長へ届け出る。

2. 参加加盟は、幹事会の議をへて総会又は代表者会の経過承認を得るものとする。

(会則の改廃)

第36条 会則の改廃については、幹事会において参加加盟単組・支部の3分の2以上の賛成を得たう

えで総会に議案提出し、出席代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(表 彰)

第37条 大都市共闘建設部会の運動の発展に寄与した者は、幹事会の議をへて総会で表彰する。

附 則

1. この会則は1994年11月2日より施行する。
2. この会則は1996年10月25日より施行する。
3. この改正会則は2012年11月2日より施行する。ただし、第37条の適用は細則で定める。

別表第1 経費及び運営費分担金（第31条関係）

都市の登録組合員数	運営費分担金（年額）
100名未満	5,000円
100名以上200名未満	10,000円
200名以上300名未満	20,000円
300名以上500名未満	30,000円
500名以上1000名未満	50,000円
1000名以上3000名未満	60,000円
3000名以上	80,000円

*都市の登録組合員数は、総会年の10月1日現在とする。

*都市の登録組合員数が100名未満の場合で、幹事会において自治労働運動の強化発展に効果があると認めた時はこの限りでない。